## 新潟地方裁判所委員会(第44回)議事概要

- 1 日時 令和5年3月3日(金)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所 大会議室
- 3 出席委員

板垣剛、大鶴直史、唐橋浩輔、小原広紀、佐藤英彦、島村典男、蓮井俊治、丸山央、 吉田正之(欠席委員:清水雅晴、丸山夕香、渡部智明、渡辺正義)(五十音順、敬 称略)

## 4 全体概要

- (1) 新委員の紹介
- (2) 前回テーマ「民事調停手続の利用促進について」に関する補足説明
- (3) 意見交換 テーマ「裁判所におけるデジタル化について」
- 5 意見交換等の概要

【以下、発言者は、◎:委員長、○:委員、●:裁判所委員と表示】

(1) 概要説明等

意見交換に先立ち、総務課、民事部、刑事部の順に裁判所におけるデジタル化の 全体像、各部署における状況を裁判所職員から説明を行った。

- (2) 意見交換
  - ◎ まずは、裁判所からの説明について御質問等があれば、伺いたい。
  - mintsという新システムの導入庁として甲府地裁と大津地裁が選ばれた理由があれば教えていただきたい。
  - 2 庁が選ばれた詳細な理由は承知していないが、庁の規模や場所を考慮し、相当 と見込まれた庁が選ばれたものと推測する。
  - mintsの利用にあたって、代理人弁護士側の機器の整備等は必要か。
  - PC等の通常のデバイスとインターネット通信環境があれば利用可能である。
  - 民事裁判のe法廷という話があったが、傍聴はどうなるのか。
  - 口頭弁論期日自体は裁判所の法廷で行うため、傍聴人も法廷の傍聴席で傍聴することはこれまでと変わらない。法廷においては、ウェブ参加している当事者や代理人を傍聴人が見られるように映し出すモニター等の整備が必要となる。接続先の代理人事務所や会社に同席等している当事者以外の者の扱いをどうするかについては検討の必要があるが、一定の場合には許容されるのではないかと考えられる。
  - ◎ e法廷となっても、裁判所の法廷に裁判官と裁判所書記官がいることは変わらないが、当事者が法廷に座っているか、画面越しに映っているかという違いが出てくるということになる。
  - 法律上は、対面で口頭弁論期日を開くことが原則で、ウェブ会議が例外となるのか。

- 何を原則とするのかについては、裁判体の判断によって分かれる可能性がある。
- ◎ 当事者が口頭弁論期日へのウェブでの参加を希望した場合、裁判所は当事者に対し、対面での出席を命ずることはできないか。
- 当事者のウェブ参加を認めるか否かは、代理人が付いているか等の事情によって 判断することになるものと考える。本人訴訟の場合、本人確認を適正に行えるか、 非弁行為等を防げるか、という観点からも一度は来庁が必要なのではないかと考え る。
- ◎ 本人確認等の問題はあるにせよ、当事者が裁判所に来庁しなければならない必要性というのは、今よりもかなり低くなると考えられる。
- 自治体等の行政機関においても、オンライン申請手続等が進んでおり、銀行等は オンラインショップというものもでき始めている。裁判所は建物があって、当事者 が来庁するというイメージがあるが、将来的に裁判所のオンライン庁ができる可能 性はあるのか。
- ◎ e法廷となっても、傍聴の方法自体は変わらないことからすると、裁判所の建物をなくすということは考えにくいのではないか。
- フェーズが進むにつれて、オンラインだけで裁判手続が完結するということも可能になるのか。
- ◎ そのようなことは十分に考えられる。
- 金融機関や行政機関において、利用者がオンライン上で申請手続を行い、サービスの提供もオンライン上で受けることを可能にし、対面で行わなければならないという仕組みを緩めていくことは十分考えられるが、裁判となると、最終的に強制力を発揮するものであるため、あまりアンフォーマルになりすぎてはならないという要請もあろうから、物理的な部分をある程度残しつつ、オンラインやウェブ会議で可能なものは利用していくというのが基本線になっていくのではないかと考えている。
- 神戸の児童殺傷事件の少年事件記録が廃棄されていたという報道があったが、事件記録が電子化となれば、このような問題もクリアされていくものか。
- ◎ 事件記録を電子データで保存するのと紙ベースで保存するのでは、物理的なスペースが大きく違ってくるが、データであっても、容量や設計されるシステムによっては限界が出てくる。費用をかければ、半永久的に保存することも可能であろうが、制約がある中で、適切に運用していくのではないかと考えられる。
- 保存期間を延ばすということもありうるか。
- ◎ そういった議論は可能だと考える。また、電子データで保存となると、進行中の 事件も含めてバックアップを適切にとるということも考えなければならない。
- 裁判所においては、民事手続に比べて刑事手続の方が遅れているということであるが、その理由が分かればお伺いしたい。また、国外における刑事裁判のデジタル化について、先進的な事例があればお伺いしたい。

- 海外の事例については、承知していない。刑事裁判手続のデジタル化のスタートが遅れた理由について、立法その他の詳細な状況は承知していないが、推測するに、刑事裁判には警察、検察庁等の大きな組織が手続に関与するため、意見交換や合意形成に時間がかかるのではないかと考えられる。また、組織とは違うかもしれないが、弁護士会の意向というのも聴いていかなければならないので、そういったところも含めて合意に時間がかかるのではないかというのが感想である。
- ◎ 刑事が遅れているというよりも、まずは民事が先行し、そのノウハウを活かせる 点があるのではということで、刑事の議論が始まったという印象である。検察庁や 弁護士会との調整という要素はあるが、議論が進んでいないという状況ではないと 感じている。
- ◎ 各委員の方の各所属先のデジタル化についてお伺いしたい。
- 医療系大学であるが、コロナ禍において、デジタル化は劇的に進んだと言え、会計や出張関係の書類は紙ベースから電子化されている。授業もリモートが増えているが、実技が必要な授業は対面で行う必要がある。また、学生側からすると、リモートの場合、繰り返し視聴できるから良いという人もいるが、授業を視聴していないという人もいる。また、教員側からすると、学生のメンタル不調を発見しにくいという問題もある。そういった中で、大学としても可能な限りデジタル化を推進して拡張していきたいと考えている。
- ◎ 電子カルテというものがあるかと思うが、使い勝手はいかがか。
- 現在の医療は、チーム医療であるため、複数の者が同じカルテを見る必要があり、 投薬状況や検査結果が分かる電子カルテは非常に良いものと個人的には感じている。
- 離島に住んでいる方や高齢者にとって、遠隔診療というのは非常に有効になって くると思うが、遠隔診療を行った場合の診療報酬を、対面で診療を行った場合と同 じに考えてよいかという問題があり、今後の課題と考えられる。
- 報道機関においても、ウイルス禍によってデジタル化が進んだと言える。給与明細や社内報、その他社内の手続はすべて電子化されており、紙は使われていない。また、オンライン取材というのも増えてきており、先日のトルコにおける大地震の取材等でも有用であった。アウトプットの面では、新聞の紙面を電子化すると、記事を際限なく書くことができ、掲載期間の制限もないことから、紙媒体とどのように連動するかということが各社課題となっていると言える。例えば、二次元コードを使用する等して関連する記事等にアクセスできるようにすることなども考えて、デジタル化を進めている。他方で、採用面接をオンラインで行ったこともあったが、やはり、実際に会ってみると印象が違うということもあった。そういった意味では、特に刑事裁判は人と人が実際に会うということが必要なのではないかと思う。
- 刑事裁判においては、被告人のみならず、関係者を証人として呼んで話を聞く必要がある。供述や証言の信用性は、直接対面による方が判断しやすいことは間違いない。現在もビデオリンクによる尋問というのが一定の要件の下で認められている

が、性犯罪の被害者等、あくまで例外的な規定である。先ほど、裁判所の建物がなくなる可能性があるかという御質問があったが、訴訟の観念が変わらない限り、裁判所の建物はなくならないだろうと感じている。

- ◎ 記者の取材活動においては、手書きのメモというのは今でも活用されているか。
- 記者会見等においては、直接パソコンを打つ者もいるが、記者の仕事は相手の言ったことをメモするのではなく、質問したり、話を引き出したり、相手を観察することが重要であるという記者教育をしている。そう考えると手書きのメモがなくなることはないとも思えるが、最近ではスマートフォンをメモ代わりに使用している記者もいる。
- 大学の事務局における手続は概ねデジタル化されており、給与明細や稟議書がデジタル化されている。会議資料もデジタル化されているが、会議のレベルによっては資料の出し方を統一するのが難しい。授業においては、提出物はシステムを利用して電子提出が可能であり、添削もシステム上において可能である。リモート授業も行っていたが、徐々に対面での授業が戻ってきており、個人的には対面の方が良いと考えている。リモート授業の場合、学生はカメラをオフにするため、黒い画面に向かってしゃべらなければならない。また、名前ではなくて、番号で呼んでくれという学生もいた。メンタルの問題もあり、リモートだと人に会えないということで気持ちが沈む学生もいれば、逆に人の中に入りたくないという学生もいる。
- 金融機関においても、コロナ禍によって急激にデジタル化が進み、グループ企業 内での打合せのみならず、行政等の対外的な機関ともウェブ会議をすることが増え た。また、アンケート調査等をオンライン上で行う企業も増えている。

コロナ禍当初、リモートワークを始めた頃は、データの持ち出しにUSB等の外部媒体を使用していたが、今はオンラインで仕事ができる環境が整っている。リモートワークが進むと、会社に来たくない人が出てきたり、社員が自宅で適正に仕事を行っていることを把握できるかという労務管理の問題が出てくる。

- 弁護士の視点でいうと、日弁連や県弁護士会の総会、各種委員会がオンラインで行われるようになったが、様々な意見の活性化がなくなってきているように感じており、対面の重要性を感じている。裁判手続に関して言えば、民事事件については、このまま問題なく進んでいくだろうという印象である。刑事事件については、適正な手続を維持することが可能か、例えば証人尋問等で言えば、社会が認識を変えていかないと難しいのではないかという思いがある。
- 当事務所には複数の事務員がいるので、情報の共有という点で、先ほどの電子カルテに似ているが、ソフトを使用して情報共有が可能となり、効率が良くなった。 裁判手続についていえば、民事事件において、裁判所から本人を同行してきてほしいという要請があり、裁判官に対面で直接話を聞いてもらったことで、好転したということがあった。刑事事件については、裁判官の被告人に対する説諭や訓戒等、法廷における感銘力も重要であり、対面の利点を残しつつ、ハイブリット的にデジ

タル化を進めていければ良いのではないかと思う。

- ◎ それぞれの所属先でのデジタル化の状況や感想をお伺いすることができた。デジタル化とは言っても、対面の重要性というのもあると感じた。裁判所においても、そのような点に留意しながら、デジタル化を進めていきたい。
- 6 次回期日及び次回のテーマ 追って決定する。